小豆地区広域行政事務組合公告第１７号

小豆地区広域行政事務組合介護認定審査会システム導入及び運用支援業務委託に係る公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和８年１１月９日

小豆地区広域行政事務組合　管理者　岡 野 能 之

１　業務委託の概要

（１）業務委託名称　小豆地区広域行政事務組合介護認定審査会システム導入及び運用支援業務委託

（２）目的　小豆地区広域行政事務組合は、構成町である土庄町、小豆島町から共同処理事務として委託されている介護認定審査会業務を適正かつ迅速に処理するため介護認定審査会システムを導入している。この度、システムの更新時期を迎えるにあたり、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき作成された、介護保険システム標準仕様書を基にした標準準拠システムである介護認定審査会システムを導入することで事務の効率化を図ることを目的とする。

（３）業務委託内容　実施要領のとおり

（４）業務委託期間　契約締結日から令和１４年１２月３１日まで（詳細は実施要領のとおり）

（５）選定方法　公募型プロポーザル方式による選定

２　参加資格に関する条件

プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。また、公告日から受託候補者特定の日までに、下記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。参加資格の基準日は、参加資格確認申請書の提出日とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に掲げる者でないこと。

（２）香川県暴力団排除推進条例（平成２３年香川県条例第４号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等、又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

（３）香川県暴力団排除推進条例第１９条の規定に違反しない者であること。

（４）小豆地区広域行政事務組合、土庄町、小豆島町いずれからも指名停止を受けていないこと。

（５）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

（６）国税及び地方税のいずれも滞納している者でないこと。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと

（８）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされてないこと。

（９）障害が発生した場合リモート保守対応では難しく、早急な現地保守対応が必要な場合を想定し、本組合より要請があってから翌営業日の 17 時までに現地で対応開始できる場所にエンジニアが常駐する拠点を有すること。

(10) 元請として実施した、国の介護保険システム標準仕様書を基にした標準準拠システムである介護認定審査会システムの自治体への導入実績が２団体以上あること。

(11) プライバシーマーク又は ISMS 認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。

３　提出期間

・予備登録申請書　　令和８年１１月　９日（月）から令和８年１１月１３日（金）

・参加資格確認申請書等　令和８年１１月２０日（金）から令和８年１１月２７日（金）

・企画提案書等　　令和８年１２月　１日（火）から令和８年１２月１０日（木）